

平成21年（行ウ）第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止
請求事件

原告 小林 收 外91名
被告 愛知県知事 大村秀章 外1名

平成24年4月4日

証人尋問申出書

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 佐 治 良 三
同 後 藤 武 夫
同訴訟復代理人弁護士 常 川 尚 嗣



第1 新規利水の供給関係

1 人証の表示

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(愛知県地域振興部土地水資源課内)

証 人 中 根 俊 樹

(同行、主尋問予定時間45分)

2 立証趣旨

証人は、現在、愛知県地域振興部土地水資源課主幹の地位にあるが、同証人により、木曾川水系連絡導水路事業における新規利水の供給の必要性は「木曾川水系フルプラン」に位置付けられており、水需給想定については、国土審議会水資源分科会で審議された後、閣議決定をもって決定された適切妥当なものであることを立証する。

3 尋問事項

- (1) 証人の地位、経歴等
- (2) 木曾川水系フルプランにおける水需給想定について
- (3) その他上記関連事項一切

第2 流水正常機能維持関係

1 人証の表示

〒500-8801

岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地

(国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所内)

証人 浅野和広

(同行、主尋問予定時間45分)

2 立証趣旨

証人は、現在、国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長の地位にあるが、同証人により、木曾川水系連絡導水路事業の事業目的の一つである流水の正常な機能の維持について定めている「木曾川水系河川整備計画」等が、適法な手続きを経て策定され、内容的にも合理性を有するものであることを立証する。

3 尋問事項

- (1) 証人の地位、経歴等
- (2) 流水の正常な機能の維持について
- (3) その他上記関連事項一切

以上